

平成19年11月10日（土）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令 の一部を改正する政令について

1. 改正の趣旨

2-（2H-1，2，3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4，6-ジ-*tert*-ブチルフェノールについて、厚生労働省、経済産業省及び環境省の関係審議会において、安全性点検の試験結果等をそれぞれ審議したところ、第一種特定化学物質の要件に該当すると判定されたため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質を新たに指定する等の措置を行うもの。

2. 改正の概要

① 第一種特定化学物質の追加（施行令第1条関係）

第一種特定化学物質として、2-（2H-1，2，3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4，6-ジ-*tert*-ブチルフェノールを追加指定することとした。

② 輸入規制製品の追加（施行令第3条関係）

第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品として、2-（2H-1，2，3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4，6-ジ-*tert*-ブチルフェノールについて、化粧板等を追加指定することとした。

3. 施行日

- | | |
|--------------------------|-------------|
| ① 第一種特定化学物質の追加（施行令第1条関係） | 平成19年11月10日 |
| ② 輸入規制製品の追加（施行令第3条関係） | 平成20年 5月 1日 |